報告第11号

令和3年度芽室町健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

令和3年度芽室町健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものであります。

令和4年9月21日提出

芽室町長 手 島 旭

令和3年度決算に基づく健全化判断比率

(単位:%)

項目	健全化判断比率	早期健全化基準
① 実質赤字比率	_	13.82
② 連結実質赤字比率	_	18.82
③ 実質公債費比率	5. 2	25.0
④ 将来負担比率	72.8	350.0

^{*}実質赤字額及び連結実質赤字額はなし。

令和3年度決算に基づく資金不足比率

(単位:%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	_	20.0
公立芽室病院事業会計	_	20.0
下水道事業会計	_	20.0
簡易水道特別会計	_	20.0
地域開発事業特別会計	_	20.0

令和3年度芽室町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号) 第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和4年8月8日審査 に付された令和3年度芽室町健全化判断比率及び資金不足比率について審 査した結果、次のとおりその意見を付します。

令和4年9月14日

芽室町監査委員 岩 波 栄



芽室町監査委員 西 尾 一



芽室町長 手 島 旭 様

第1 審査の概要

- 1 審査の対象
 - (1) 健全化判断比率
 - 実質赤字比率
 - 連結実質赤字比率
 - · 実質公債費比率
 - 将来負担比率
 - (2) 資金不足比率
 - 上水道事業会計
 - 公立芽室病院事業会計
 - 下水道事業会計
 - 簡易水道特別会計
 - 地域開発事業特別会計
- 2 審査の期間

令和4年8月29日

3 審査の方法

令和3年度芽室町一般会計、特別会計及び事業会計の決算等に基づき、 町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算 定の基礎となる事項を記載した書類について、計数の正確性及び財政状 況の健全性について審査するとともに、必要に応じて関係職員からの説 明を聴取し、審査の参考としました。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令の規定 に基づいて適正に算定されていました。

また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に作成 されているものと認めました。

なお、審査に付された比率については次のとおりです。

2 健全化判断比率

(健全化判断比率)

(単位:%)

項目	令 和	令 和 早期健全 月		財政再生
中 中	3年度	2年度	化 基 準	基準
実 質 赤 字 比 率	<u>.</u>	_	13.82	20.00
連結実質赤字比率	 .	. —	18.82	30.00
実質公債費比率	5.2	4. 4	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	72.8	58. 5	350.0	

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、対象となる一般会計の歳入歳出差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額が黒字であることから、表示されていません。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、対象となる一般会計及び5特別会計並びに3 事業会計の実質収支額の合計額が黒字であることから、表示されて いません。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、過去3年間の単年度の実質公債費比率を平均して算出した当年度の実質公債費比率は、対前年度比0.8ポイント増の5.2%となり、早期健全化基準である25.0%を19.8ポイント下回っています。

令和3年単年度の実質公債費比率も前年度に比べ上回っており、 その要因は、比率の分子となる「地方債の元利償還金(A)」の額が、 役場庁舎建設や哺育育成施設整備、学校施設整備などの償還開始に より増加したものであり、その結果、3か年平均で悪化しました。

項目	金額			
以 日 	令和3年度	令和2年度	令和元年度	
地 方 債 の 元 利 償 還 金(A)	917, 108	797, 383	801, 951	
地 方 債 の 準 元 利 償 還 金(B)	356, 535	351, 091	301, 116	
地方債償還に充当される特定財源(C)	55, 729	55, 218	61, 906	
元利償還金・準元利償還金に係る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額(D)	776, 386	761, 337	759, 378	
標 準 財 政 規 模(E)	7, 725, 533	7, 361, 260	7, 262, 824	
① (A+B)-(C+D)	441, 528	331, 919	281, 783	
② (E - D)	6, 949, 147	6, 599, 923	6, 503, 446	
実質公債費比率単年度(①/②×100)	6.35370	5.02913	4.33283	
実 質 公 債 費 比 率 (3 か 年 平 均 値)	5. 2%			
早期健全化基準	25.0%			
財 政 再 生 基 準		35.0%		

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準 財政規模に対する比率で、令和3年度決算においても早期健全化基準 の350.0%を大きく下回ってはいるものの、前年度より14.3ポイン ト増の72.8%となりました。

この要因としては、比率の分子となる「将来負担額(A)」のうち「地方債現在高(a)」において、役場庁舎建設事業債や哺育育成施設整備事業債、光ファイバー整備事業債、芽室西中学校校舎外壁・体育館改修事業債等の地方債の新規借入が増加したことによるものであり、前年度より悪化する結果となりました。

1百 日	金 :		類	24 F 11	
項 目 -	令和3年度	令和2年度	比較増減	前年度比	
将来負担額 (a+b+c+d+e+f+g+h=A)	16, 826, 980	15, 797, 020	1,029,960	106.5%	
当年度末一般会計等地方債現在高(a)	13, 360, 925	12, 272, 187	1, 088, 738	108.9%	
債務負担行為に基づく支出予定額(b)	482, 614	492, 772	△10, 158	97.9%	
一般会計等以外の特別会計に係 る地方債償還に充てるための一 般会計等からの繰入見込額(c)	2, 013, 297	2, 028, 614	△15,317	99.2%	
組合等が起こした地方債の償還 に 係 る 負 担 等 見 込 額(d)	222, 573	145, 584	76, 989	152.9%	
退職手当支給予定額に係る一般 会 計 等 負 担 見 込 額(e)	747, 571	857, 863	△110, 292	87.1%	
設立法人の負担の額等に係る一 般 会 計 等 負 担 見 込 額(f)	0	0	0	_	
連 結 実 質 赤 字 額(g)	0	0	0	_	
組合等連結実質赤字額相当額の うち一般会計等負担見込額(h)	0	0	0		
充 当 可 能 財 源 等(i+j+k=B)	11,761,065	11, 935, 393	△174, 328	98.5%	
充 当 可 能 基 金 額(i)	2,870,407	2, 775, 490	94, 917	103.4%	
充 当 可 能 特 定 歳 入 額(j)	71,850	103, 985	△32, 135	69.1%	
地方債現在高等に係る基準財政 需要額算入見込額(k)	8, 818, 808	9, 055, 918	△237, 110	97.4%	
標 準 財 政 規 模(C)	7, 725, 533	7, 361, 260	364, 273	104.9%	
元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額(D)	776, 386	761, 337	15, 049	102.0%	
① A - B	5, 065, 915	3, 861, 627	1, 204, 288	131.2%	
② C - D	6, 949, 147	6, 599, 923	349, 224	105.3%	
将来負担比率(①/2×100)	72.8%	58.5%	14.3%		
早期健全化基準	350.	0%			

健全化判断比率は、全ての指標において早期健全化基準以下となりましたが、特に実質公債費比率や将来負担比率の算定に係る地方債及び公営企業への繰出金、債務負担行為などの公債費に準ずる経費は、削減や先送りができないものであり、こうした経費の増大は各指標を悪化させ、結果として財政の弾力性が失われることになります。

今後においても、新規地方債の抑制や公営企業に対する繰出金及び債務負担行為の適正化を図り、歳入に見合う歳出の確保により各指標の改善に努め、健全財政の維持を期待するものであります。

3 資金不足比率

(資金不足比率)

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	-	20.0
公立芽室病院事業会計		20.0
下水道事業会計		20.0
簡易水道特別会計		20.0
地域開発事業特別会計	_	20.0

資金不足比率は、法適用企業に分類される上水道、公立芽室病院及び下水道の3事業会計並びに法非適用企業に分類される簡易水道及び地域開発事業の2特別会計の資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示す比率であり、全ての会計において資金不足は生じていないことから、比率は表示されていません。

令和元年度に資金不足比率が発生した公立芽室病院事業会計は、新型コロナウイルス感染症の影響により患者数が減少し、入院・外来収益の減少により比率の分母となる事業規模が減少したものの、新型コロナウイルス関連の補助金の増加等により、令和2年度に引き続き比率の分子である資金不足は発生していません。

公立芽室病院の医業収支は依然として厳しい状況にありますが、町内で唯一の入院機能を持つ医療機関であり、基幹病院として地域住民から信頼される病院づくりに努め、更なる経営の安定化を期待するものであります。